

自動車ディーラー及び車体整備事業者間の取引における  
下請法違反被疑事件の集中調査の結果について

令和7年12月22日  
公正取引委員会  
中小企業庁

1 集中調査の実施等について

公正取引委員会及び中小企業庁は、下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号。以下「下請法」という。）に違反する疑いのある行為を行っている事業者に対して、連携して調査を行い、違反が認められた場合には、勧告、公正取引委員会に対する措置請求、指導等の措置を迅速かつ厳正に行っている。

今般、公正取引委員会及び中小企業庁は、下請法の執行を通じた取引の適正化の取組を更に効果的なものとするため、特定の業種・業界における下請法違反被疑行為について集中的に調査を行い、下請法に違反する又は違反するおそれのある行為が認められた事業者に対して、迅速に指導等を行う新たな取組を実施した。

この取組の一つとして、公正取引委員会及び中小企業庁は、令和7年4月以降、自動車販売事業者（以下「自動車ディーラー」という。）と下請事業者（以下「車体整備事業者」という。）の間の取引において行われている修理委託の下請代金（以下「代金」という。また、本文中、「修理代金」は修理に要する総額をいう。）等に係る下請法違反被疑行為について集中的に調査を行い、自動車ディーラーに対して、2件の勧告（令和7年4月24日及び同年11月27日にそれぞれ措置済み）及び160件の指導を行った。勧告及び指導事例の概要は別紙1のとおりである。

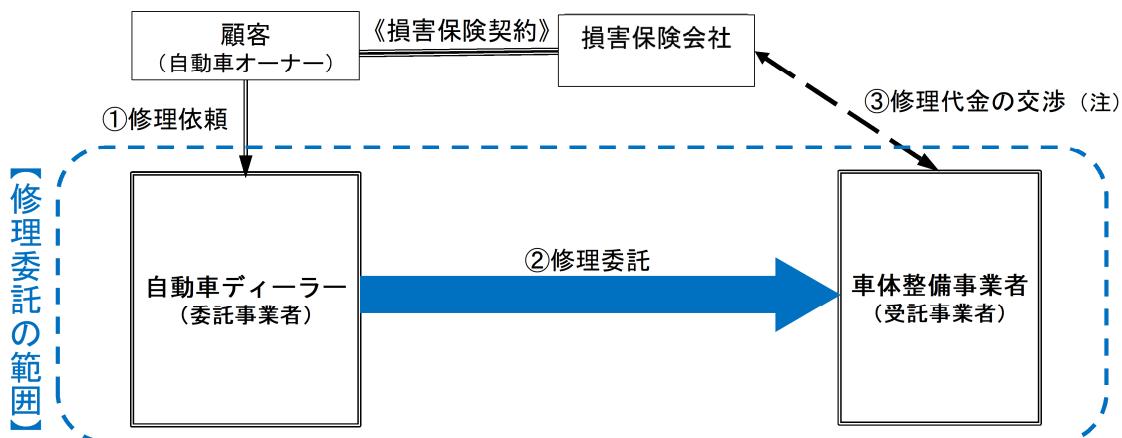
また、中小企業庁では全国に下請Gメンを配置して中小企業に対しヒアリングを行っており、自動車ディーラーとの取引に関して、中小企業である車体整備事業者からのヒアリングで聴取した主な意見は別紙2のとおりである。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部下請取引調査室  
電話 03-3581-3374（直通）〔本文及び別紙1について〕  
中小企業庁事業環境部取引課  
電話 03-3501-1732（直通）〔別紙2について〕  
ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>  
<https://www.chusho.meti.go.jp/>

## 2 主な違反行為の傾向等

### (1) 自動車ディーラー及び車体整備事業者間の修理委託について

自動車ディーラー及び車体整備事業者間における修理委託の取引の流れの一例は下図のとおりである。修理委託は自動車ディーラーと車体整備事業者との間の取引であり、損害保険会社は直接の契約当事者ではないことを前提としている。



(注) 「③修理代金の交渉」は自動車の修理委託の中で必ず車体整備事業者が行うものではなく、取引の内容によって車体整備事業者が行う場合がある。

### (2) 書面の不交付・記載不備について

自動車ディーラーが、車体整備事業者に対して修理委託を行う場合には、取引条件を記載した発注書面等を交付する義務があるが、口頭発注が業界の慣習となっていたこと、急ぎの案件であったこと等を理由に、発注書面等を交付していなかった書面の不交付の事例が複数あった。

また、発注書面等を交付していた場合でも、車体整備事業者が実際に修理してみなければ作業内容が確定しないこと、修理代金の支払に損害保険が適用される取引において、車体整備事業者が損害保険会社の査定を受けるまで見積金額が確定しないこと等を理由に、発注時に代金の額を記載していなかった記載不備の事例が複数あった。

### (3) 支払遅延について

修理代金の支払に損害保険が適用される取引において、自動車ディーラーが、車体整備事業者と損害保険会社の間で修理代金に係る交渉が難航して代金の決定に時間を要したこと等を理由に、代金を支払期日までに支払っていなかった事例が複数あった。

また、車体整備事業者からの請求書の提出が遅れる又は提出されないことを理由に、代金を支払期日に支払っていなかった事例もあった。

#### （4）買いたたきについて

自動車ディーラーが、車体整備事業者からコスト上昇に伴う代金の見直しの要請があった場合には協議に応じる一方で、コスト上昇等により車体整備事業者のコストが増えたことが明らかな場合においても要請がなかった車体整備事業者に対しては協議をすることなく、代金を据え置いていた事例が複数あった。

また、修理代金の支払に損害保険が適用される取引において、自動車ディーラーが損害保険会社との修理代金に係る交渉を車体整備事業者に任せた後、車体整備事業者が損害保険会社と協議した結果、レバーレート（1時間当たりの基本工賃）を引き下げる等により、修理代金を変更したにもかかわらず、自動車ディーラーは、車体整備事業者と協議を行うことなく、その修理代金から更に一律に自社分の利益として一定率を乗じて得た額を差し引いた金額を代金の額として定めていた事例が複数あった。

#### （5）不当な経済上の利益の提供要請について

自動車ディーラーが、発注時に委託内容として発注書面等に記載していないにもかかわらず、修理対象となる自動車の車体整備事業者の工場等への引取りを車体整備事業者に無償で行わせていた事例が複数あった。また、修理部品の引取りや修理後の不要部品の廃棄を無償で行わせていた事例もあった。

また、自動車ディーラーの顧客に修理期間中の自動車の代車として貸し出す目的で、車体整備事業者に無償で自動車を提供させていた事例も複数あった。

### 3 違反行為に対する改善のための取組

#### （1）書面の不交付・記載不備について

車体整備事業者に対して取引条件を記載した発注書面等を交付していない自動車ディーラーには、発注書面等を交付するよう指導を行った。また、発注書面等における代金の額の記載不備について、代金の額を発注時に定めることが困難である場合は、具体的な金額を定めることとなる算定方法を記載するよう指導を行った。

【参考】算定方法の記載例<sup>(注1)</sup>

代金＝工賃（レバーレート×作業時間）+部品代+諸費用<sup>(注2)</sup>－自動車ディーラーの利益

(注1) このほか、業界で広く利用されているツールや見積りソフトを参考に算定した上で、記載することも選択肢として考えられる。

(注2) 例えば、車体整備事業者が修理対象となる自動車や修理部品を自社工場まで引き取った上で修理したり、修理後の不要部品を廃棄したりする必要がある場合には、当該自動車及び修理部品の引取り・納品や不要部品の廃棄に要した費用も諸費用に含まれると考えられる。

なお、代金の算定方法を定めることも困難である特別な事情がある場合には、自動車ディーラーは、当該事項が定められない理由及び定めることとなる予定期日を記載した発注書面等（当初書面）を交付し、その内容が確定した後、直ちに、当該事項を記載した書面等（補充書面）を交付する必要がある（別添）。

（2）支払遅延について

修理代金の支払に損害保険が適用される取引において、自動車ディーラーに対し、車体整備事業者と損害保険会社との間で修理代金に係る交渉が難航し、代金の額が定まる時期が遅れたり、車体整備事業者からの請求書の提出が遅れたりした場合であっても、自動車ディーラーは車体整備事業者から給付を受領した日から起算して60日以内に定めた支払期日までに代金を全額支払う必要がある旨指導を行った。自動車ディーラーは、車体整備事業者と損害保険会社との間で修理代金に係る交渉が難航した場合であっても、支払遅延とならないよう、例えば、損害保険会社との交渉を車体整備事業者に委ねるのではなく、自動車ディーラーが自ら損害保険会社との交渉をするなど、代金の支払が滞ることのないよう配慮をすることが望ましい。

（3）買いたたきについて

自動車ディーラーに対し、修理代金の支払に損害保険が適用される取引において、損害保険会社との修理代金に係る交渉によって車体整備事業者が見積金額を変更した場合は、自動車ディーラーと車体整備事業者の間で十分な協議を行った上で代金の額を定めるよう指導を行った。

自動車ディーラーは、損害保険が適用される取引の場合であっても、買いたたきとならないよう、例えば、次のような取組を行うなどの配慮をす

ることが望ましい。

- ① 損害保険の適用の有無にかかわらず、自動車ディーラーと車体整備事業者との間で代金の算定方式を定めておき、あらかじめ取り決めた算定方式に基づき算定した代金の額を支払う。
- ② 自動車ディーラーは一律に自社の利益分として一定率を乗じて得た額を差し引いた金額を代金の額とするのではなく、車体整備事業者と損害保険会社との修理代金に係る交渉によって見積金額に変更が生じる場合を考慮し、価格の見直しを行う。
- ③ 自動車ディーラー自らが損害保険会社との修理代金の交渉を行った上で、車体整備事業者と代金の額について協議する。

#### (4) 不当な経済上の利益の提供要請について

- ア 自動車ディーラーに対し、修理対象となる自動車や修理部品の引取り、修理後の不要部品の廃棄等を車体整備事業者に無償でさせることにより、車体整備事業者の利益を不当に害さないよう指導を行った。自動車ディーラーは、不当な経済上の利益の提供要請を行うことがないよう、例えば、自動車ディーラーと車体整備事業者の事業所の間で修理対象となる自動車や修理部品の引取り、修理後の不要部品の廃棄等が必要な場合は、車体整備事業者に行わせるのではなく、自動車ディーラーが自ら行うなどの配慮をすることが望ましい。
- イ 自動車ディーラーに対し、代車を車体整備事業者に提供させることにより、車体整備事業者の利益を不当に害さないよう指導を行った。自動車ディーラーは、不当な経済上の利益の提供要請を行うことがないよう、例えば、次のような取組を行うなどの配慮をすることが望ましい。
  - ① 車体整備事業者に代車を提供させることができないよう、自動車ディーラーが自ら代車を手配する。
  - ② 車体整備事業者に代車を提供させる場合は、代車の提供に係る費用を自動車ディーラーが全額負担する。

#### 4 今後の対応

自動車ディーラーと車体整備事業者の間の取引における下請法違反被疑行為について集中的に調査を行った本集中調査の過程において明らかになった下請法に違反する又は違反するおそれのある行為は、業界の商慣習が深く影響していることがうかがえる。それに起因し、自動車ディーラーと車体整備事業者との間での協議が十分に行われないまま取引が行われた結果、買いたきや不当な経済上の利益の提供要請に該当する行為につながっていると考

えられる。

令和8年1月1日から施行される「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（下請法の改正法（令和7年法律第41号）による改正後の法律。以下「取適法」という。）においては、委託事業者の禁止行為として「協議に応じない一方的な代金決定」が追加されることに加え、事業所管省庁に指導・助言権限が付与されることで、一層、取引適正化を阻害する行為に対する監視が強化されることとなるため、自動車ディーラーと車体整備事業者との間の取引においては、改めて取適法の趣旨の周知徹底と法令遵守が求められる。

公正取引委員会及び中小企業庁は、今回の調査・指導の結果を踏まえ、事業所管省庁と更なる連携を図りながら、引き続き、自動車ディーラーと車体整備事業者との間の取引の適正化に向けて、取適法に違反する又は違反するおそれのある行為については迅速かつ厳正に対応していくこととする。

以上

## 別紙 1

### 勧告及び指導事例の概要

#### 1 勧告事例の概要

事業者名	行為の概要	関係法条 措置日
株式会社 スズキ自 販大分	<p>株式会社スズキ自販大分は、顧客から請け負う自動車の板金塗装等の修理を車体整備事業者に委託しているところ、遅くとも令和4年5月から令和6年8月まで、自社が請け負う自動車の修理の顧客に代車として貸し出すために、車体整備事業者に対し、合計25台の自動車を自己のために無償で提供させることにより、車体整備事業者の利益を不当に害していた。</p> <p>無償で自動車を提供させたことによる費用相当額は、車体整備事業者8名に対し、総額853万6123円である。</p>	第4条第2項第3号 (不当な経済上の利益の提供要請) (令和7年4月24日)
福岡ダイ ハツ販売 株式会社	<p>福岡ダイハツ販売株式会社は、顧客から請け負う自動車の板金塗装等の修理業務を車体整備事業者に委託しているところ、遅くとも令和4年8月から令和7年4月まで、自社が請け負う自動車の修理の顧客に代車として貸し出すために、車体整備事業者に対し、合計76台の自動車を自己のために無償で提供させることにより、車体整備事業者の利益を不当に害していた。</p> <p>無償で自動車を提供させたことによる費用相当額は、車体整備事業者24名に対し、総額1739万5598円である。</p>	第4条第2項第3号 (不当な経済上の利益の提供要請) (令和7年11月27日)

#### 2 指導事例の概要

以下の指導事例については、関係法条に違反する行為として指導したもののはか、違反するおそれのある行為として指導したものも含まれる。

行為の概要	関係法条
自動車販売業を営むA社は、自ら請け負った自動車	第3条

<p>の板金修理、パーツ取付等の業務を車体整備事業者に委託する際、急ぎの案件であることを理由に委託内容等を記載した発注書面等を交付していなかった。</p>	<p>(書面不交付)</p>
<p>自動車販売業を営むB社は、自ら請け負った自動車の板金修理、塗装等の業務を車体整備事業者に委託する際、業界の慣習として口頭で発注していたことを理由に委託内容等を記載した発注書面等を交付していなかった。</p>	<p>第3条 (書面不交付)</p>
<p>自動車販売業を営むC社は、自ら請け負った自動車の板金塗装、ガラス交換等の修理業務を車体整備事業者に委託する際、納品時に車体整備事業者から最終見積書が提出されることが多いことを理由に、①発注書面等を発注時に交付せず、納品日に交付していた、②代金の決定後、補充書面を直ちに交付せず、納品日又は納品後に交付していた、③補充書面を交付していなかった。</p>	<p>第3条 (書面不交付、記載不備)</p>
<p>自動車販売業を営むD社は、自ら請け負った自動車の電装品の取付け、板金修理、コーティング等の業務を車体整備事業者に委託する際、車体整備事業者が実際に修理してみないと分からぬことを理由に、発注書面等に検査完了期日及び代金の額を記載していなかった。</p>	<p>第3条 (記載不備)</p>
<p>自動車販売業を営むE社は、自ら請け負った自動車の板金修理及びコーティングの業務を車体整備事業者に委託する際、車体整備事業者が損害保険会社との交渉を経て見積りを作成するまで確定しないことを理由に、発注書面等に給付を受ける期日及び代金の額を記載していなかった。</p>	<p>第3条 (記載不備)</p>
<p>自動車販売業を営むF社は、自らが請け負った自動車の板金修理等の業務を車体整備事業者に委託する際、代金の支払方法として請求書締切制度を採用している中で、修理代金の支払に損害保険が適用される取引において、代金の額については車体整備事業者と損害保険会社との間で決定した額としていたが、その決定時期が遅れたことに伴い、車体整備事業者からの請求書の提出が遅れたことを理由に、支払期日までに代</p>	<p>第4条第1項第2号 (支払遅延)</p>

金を支払っていなかった。	
自動車販売業を営むG社は、自ら請け負った自動車の修理業務を車体整備事業者に委託する際、修理代金の支払に損害保険が適用される取引において、車体整備事業者と損害保険会社との修理代金の交渉が難航し、修理代金の決定に時間がかかったことを理由に、車体整備事業者から給付を受領したにもかかわらず、支払期日までに代金を支払っていなかった。	第4条第1項第2号 (支払遅延)
自動車販売業を営むH社は、自ら請け負った自動車の電装品の取付け、板金修理、コーティング等の業務を車体整備事業者に委託する際、車体整備事業者からコスト上昇に伴う取引価格の見直しの協議の要請があった場合には応じているが、要請がなかった車体整備事業者に対しては、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、車体整備事業者との間で協議することなく、価格を据え置いていた。	第4条第1項第5号 (買いたたき)
自動車販売業を営むI社は、自ら請け負った自動車の修理業務を車体整備事業者に委託する際、修理代金の支払に損害保険が適用される取引において、車体整備事業者と代金の額について十分な協議を行うことなく、車体整備事業者と損害保険会社が決定した額に自社の利益分として一定率を乗じて得た額を差し引いた金額を代金の額として定めていた。	第4条第1項第5号 (買いたたき)
自動車販売業を営むJ社は、自らが請け負った自動車の修理業務を車体整備事業者に委託する際、修理代金の支払に損害保険が適用される取引において、自らは損害保険会社と協議を行わず、車体整備事業者が損害保険会社と修理代金を決定し、当該修理代金を基に作成した見積金額から自社の利益分として一定率を乗じて得た額を差し引いた金額を代金の額として定めていた。	第4条第1項第5号 (買いたたき)
自動車販売業を営むK社は、自ら請け負った自動車の板金塗装等の修理業務を車体整備事業者に委託する際、あらかじめ車体整備事業者に対してレバーレートを示しており、車体整備事業者が当該レバーレートに基づき算出した見積金額から自社の利益分として一定	第4条第1項第5号 (買いたたき)

<p>率を乗じて得た額を差し引いた金額を代金の額としている。</p> <p>K社は、修理代金の支払に損害保険が適用される取引において、自らは車体整備事業者と損害保険会社との協議に関与せず、損害保険会社との交渉によって車体整備事業者がレバーレートを引き下げたにもかかわらず、当該引き下げた金額についても特段把握せずに自社の利益分として一定率を乗じて得た額を差し引いた金額を代金の額と定めていた。</p>	
<p>自動車販売業を営むL社は、自ら請け負った自動車の板金塗装等の修理業務を車体整備事業者に委託する際、修理代金の支払に損害保険が適用される取引において、自ら作成した見積書に基づき、損害保険会社との間で決定した修理代金から、自社が得る利益分として一定率を乗じて得た額を差し引いた金額を代金の額としている。</p> <p>L社は、損害保険会社との交渉において、レバーレートを引き下げたことに伴い代金の額も引き下げたにもかかわらず、車体整備事業者と協議を行うことなく、自社の利益分として一定率を乗じて得た額を差し引いた金額を代金の額と定めていた。</p>	<p>第4条第1項第5号 (買いたたき)</p>
<p>自動車販売業を営むM社は、自ら請け負った自動車の板金塗装等の修理業務を車体整備事業者に委託する際、修理代金の支払に損害保険が適用される取引において、車体整備事業者が作成した見積書に基づき、車体整備事業者と損害保険会社との間で決定した修理代金から、自社が得る利益分として一定率を乗じて得た額を差し引いた金額を代金としている。</p> <p>M社は、車体整備事業者と損害保険会社との間の協議には関与せず、車体整備事業者が作成した見積金額を損害保険会社との交渉により値引きした場合でも、それを把握することもせず、車体整備事業者からの相談や報告も求めることなく、自社が得る利益分として一定率を乗じて得た額を差し引いた金額を代金の額と定めていた。</p>	<p>第4条第1項第5号 (買いたたき)</p>
<p>自動車販売業を営むN社は、自ら請け負った自動車</p>	<p>第4条第2項第3号</p>

<p>の板金修理等の業務を車体整備事業者に委託する際、修理委託の内容として、修理対象の自動車の車体整備事業者への引取り及び修理後のN社への引渡しについて何ら取り決めておらず、かつ、運送費用について代金の額に含めていないにもかかわらず、車体整備事業者に当該運送作業を無償で行わせていた。</p>	<p>(不当な経済上の利益の提供要請)</p>
<p>自動車販売業を営むO社は、自ら請け負った自動車の電装品の取付け、板金修理、コーティング等の業務を車体整備事業者に委託する際、修理委託の内容として、修理対象の自動車の車体整備事業者への引取り及び修理後のO社への引渡しについて何ら取り決めていないにもかかわらず、車体整備事業者に当該運送作業を無償で行わせていた。</p>	<p>第4条第2項第3号 (不当な経済上の利益の提供要請)</p>
<p>自動車販売業を営むP社は、自ら請け負った自動車の板金塗装等の修理業務を車体整備事業者に委託する際、板金塗装等の修理業務を委託する車体整備事業者に対して、P社の顧客に代車として貸し出す目的で、車体整備事業者に自動車（代車）を無償で提供させていた。</p>	<p>第4条第2項第3号 (不当な経済上の利益の提供要請)</p>
<p>自動車販売業を営むQ社は、自社が請け負った板金塗装等の修理業務を車体整備事業者に委託する際、当該車体整備事業者に修理対象の自動車や部品の引取り及び修理後の不要部品の廃棄を無償で行わせていた。</p>	<p>第4条第2項第3号 (不当な経済上の利益の提供要請)</p>

## 別紙2

### 中小企業庁下請Gメンヒアリングの主な聴取内容

以下の聴取内容については、あくまで一方の取引当事者（車体整備事業者）からのヒアリング内容をまとめたものであり、調査を行って違反する又は違反するおそれのある行為を認定したものではない。

聴取内容	関係法条
当月の実績を調整するため、売上の一部を納入翌月の請求にさせられることがあった。	第4条第1項第2号 (支払遅延)
代金の支払の際、自社の請求よりも2万円から3万円少ない金額で振り込まれることが何度もあったため、約1年前に自社から取引を中止した。振込の明細はもらえず、問い合わせをしても回答がないため、減額の内容、理由はわからず、未払分の支払はないままである。	第4条第1項第3号 (減額)
ユーザーからフィルム施工の代金をもらえず無償サービスになったことを理由に、自社に代金が支払われなかった。	第4条第1項第3号 (減額)
書面で合意することなく、金融機関の振込手数料を代金の額から差し引いて支払われた。	第4条第1項第3号 (減額)
中古自動車のボディコーティングを受託しているが、他の自動車ディーラーよりもかなり安価であり、自動車の大きさに関係なく一律の金額で発注されるため、価格改定を申し入れたが協議に応じてもらえず、転注される懸念から強く要請もできない。	第4条第1項第5号 (買いたたき)
レバーレートの値上げ交渉をしたが、新車販売が厳しいので待って欲しいと言われ、そのままとなっている。	第4条第1項第5号 (買いたたき)
継続取引の価格改定を申し入れたが協議に応じてもらえず、新価格の見積りを提出しても承認されたかどうかの返答はないまま、転注されてしまう場合がある。	第4条第1項第5号 (買いたたき)
修理対象の自動車について、自社への引取りと修理完了後の自動車ディーラーへの引渡し、修理のため支給される部品の引取りは自社が無償で行っている。	第4条第2項第3号 (不当な経済上の利益の提供要請)
車体整備事業者に修理対象の自動車の引取りと納車業務に対する対価が支払われていない。	第4条第2項第3号 (不当な経済上の利益の提供要請)
事故車両の修理を依頼されたが損害保険会社とオーナ	第4条第2項第3号

一の判断で修理を中止し新車購入となった。新車の納車までの期間、提供した代車の費用や事故車の引取り、納車等の業務に対する料金が支払われていない。	(不当な経済上の利益の提供要請)
屋根のない作業スペースで行うよう指定された看板（カッティングシート）施工では、風雨により小石等がシートに付着してやり直しが発生した場合、自社の作業ミスとされ追加の費用は支払われず、屋根のある作業スペースへの変更を求めて聞き入れてもらえない。	第4条第2項第4号 (不当なやり直し)
フィルム施工について、事前に仕上がり具合を確認したにもかかわらず、顧客が納得しないとの理由から無償でやり直しをさせられた。	第4条第2項第4号 (不当なやり直し)
修理を委託された場合、車両の引取りや納車等を無償で行うが、ユーザーの都合などでキャンセルされた場合、自社が負担した費用は一切支払われない。	第4条第2項第4号 (不当な給付内容の変更)